

アンブレラ保険という解決法

shin.oishi@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 230

判例で考える賠償責任

20歳の男性Aは友達2人を引きつれ、最新の車を試運転するためにシカゴ近郊にあるBMWディーラーを訪れました。そこで接客に当たった22歳のセールスマンBは車について簡潔に説明した後、Aは試運転することになり、Aの友達2人は後部座席に乗り、セールスマンBは助手席に座りました。セールスマンBは『さあ、アクセルを踏んで、この車のスピードを体感してください!』とAに言いました。友達もいたせいもあり、すこし興奮気味のAはふざけてアクセルを一気に踏みこみました。エンジンはうねりを上げ、一瞬にして操作不能になり、車両は大きく反転してディーラー前のポールに右側面から激しく衝突しました。この事故によりAと友達2人は重傷を負い、セールスマンBは後頭部を強打したことにより死亡しました。Aに殺意があった訳ではなかった為、刑事事件としては見送られたが、セールスマンBの遺族とAの友達らは後にAに対して民事訴訟を起こしました。結果、裁判所が下した判決はAには十分な意思能力があり、100%の過失責任があることを認め、Aに対して合計\$13.7ミリオンの巨額な賠償金を支払うよう命じました。



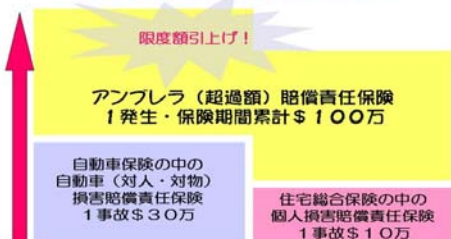
賠償責任リスクとは

アメリカの裁判所が被害者に対する慰謝料の支払いを命じる場合、被害者が被った損失に基づき賠償金額を算出します。したがって裁判所は加害者の資産や賠償金の支払能力とは関係なく判決を下す事になります。その結果、加害者またはその家族に高額な賠償金を支払う必要が発生し、個人資産の換金を強いられ、貯蓄や資産を失う危険にさらされます。さらに裁判所は必要に応じて賠償金を支払う加害者の賃金を差し押さえる権限をもっており、加害者は全ての資産に加え、将来の収入、年金、401Kも含めたリタイアメント・ファンドなど、あらゆる『将来の資産』までも賠償金の支払に当てなければならないことから賠償責任は致命的な損失をもたらす可能性があります。

アンブレラ保険とは

日本のように対人・対物無制限がないアメリカでは、例え保険会社がオファーする最高補償限度額の自動車保険やホームオーナーズ保険などの基礎保険を持っていたとしても補償限度額を超過する場合があります。そういった巨額

アンブレラ賠償責任保険？



の賠償請求、訴訟判決による賠償責任を補償する二次保険として『アンブレラ保険』という極めて重要な保険が存在します。アンブレラ保険とは自動車保険の対人・対物補償及び、ホームオーナーズ保険の個人賠償責任補償（基礎保険）の最高支払限度額を一挙同時に引き上げる機能もっており、『傘』のように2つの基礎保険を上乗せする為、アンブレラ保険と呼ばれています。

もうすこしだけ掘り下げると・・・

実はアンブレラ保険は相手への賠償責任に対応するだけでなく、もっと広範囲に補償します。一例を挙げると、賠償請求の訴訟に対する防御費用の補償です。防御費用には弁護士費用・上訴ボンドの保証料・差し押さえ免除の保証料・裁判費用・未払い賠償金の利息・その他の訴訟費用、及び一日あたりの一定金額を限度に裁判所の予審出席のための収入喪失なども含まれています。更に自動車保険の任意保険である『無保険者傷害補償 Uninsured / Underinsured Motorist Bodily Injury』の二次保険としてアンブレラ保険が対応するよう法で義務付けている州が存在します。アメリカではこの不景気で無保険者=Uninsured の率は 30% を越え、また十分な対人賠償責任の限度額を持たない者=Underinsured が近年急増しており、被害者側であるにも拘わらず自分の怪我に対して十分な補償を受けられない場合があります。そういった重大性を考慮して州によってはアンブレラ保険が対応するよう法律で義務付けています。アンブレラ保険の補償内容は州や保険会社によって異なりますので、基礎保険の補償限度額を超過するような事故が起こった場合、速やかに弊社までご相談ください。



アンブレラ保険は富裕層の保険？

少し前まではアンブレラ保険は富裕層の為の保険と思われがちでした。しかし現在は資産をもっていないから訴えられないとは限らなくなりました。実際に高額な賠償責任をめぐる訴訟は中間層が最も多く、一度、賠償金を支払うことになれば富裕層に比べ中間層のほうが失うものが大きいといわれています。アンブレラ保険は決して高くありません。保険料は自動車の台数、運転者の数など・・・保険料を算出する上での幾つかのファクターによって異なりますが、補償限度額を\$1 ミリオンとした場合、年間保険料は\$70 から\$350 が一般的で、補償内容を考慮しても非常にリーズナブルな保険商品といえるのではないのでしょうか。保険とは自分を護る機能=賠償資力や財産をもつ者がそれらを護る制度です。アンブレラ保険は自動車、家を保有している方なら当然のこと、アメリカで生活している以上、誰もが持つべき保険といえます。



注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般적으로ご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL myhoken@aegisrm.com

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928